

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
殿

衛生監
(公印省略)

自衛隊施設における洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について(通知)

先般、特定の民間事業場において、複数の労働者が胆管がんを発症したとする労災請求が相次いでなされていたところ、その原因等について、厚生労働省が行った「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」の報告書(25.3.14)において、1,2-ジクロロプロパンの高濃度ばく露が胆管がん発症の原因となった蓋然性が高いことが指摘されたところである。

防衛省における作業管理等については、防衛省職員の健康管理に関する訓令(防衛庁訓令第31号。以下「訓令」という。)第23条第2項の規定に基づき、健康管理者が被管理者の健康保持のための必要な措置を講じるべきところ、この措置を講じるに当たっては、前述の厚生労働省報告書の趣旨を踏まえ、下記の事項を参考として適切な対応をされたい。

記

- 1 当面の間、予防的観点から、被管理者の1,2-ジクロロプロパンの使用をできるだけ控えさせること。
- 2 1,2-ジクロロプロパン以外の脂肪族塩素化合物、石油系炭化水素類をはじめとする揮発性の高い化学物質の使用についても、洗浄又は払拭の

業務で用いる場合には、職員に高濃度のばく露のおそれがあることから、被管理者の化学物質へのばく露をできるだけ低減させること。

- 3 2の措置にあたっては、作業の頻度、作業時間、作業場所、化学物質の使用量等の実情を踏まえるとともに、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等に規定する作業環境の改善のため措置の例により実施すること。